

平成 28 年度第 3 回 茨城支部評議会 議事概要

開催日	平成 28 年 12 月 13 日 火曜日 10 : 00～11 : 30
開催場所	水戸京成ホテル 3 階 翡翠の間
出席評議員	小沼評議員、川上評議員、日下部評議員、清山評議員、溝口評議員、宮田評議員、柳生評議員 (五十音順)
事務局	支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、企画総務主任
議題	<ol style="list-style-type: none"> 平成 29 年度保険料率について 平成 29 年度茨城支部事業計画骨子（案）について 平成 29 年度茨城支部独自事業に要する経費（案）について 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会の業績に関する評価結果（平成 27 年度）について
議事概要 (主な意見等)	<p>1. 平成 29 年度保険料率について</p> <p>平成 29 年度保険料率について資料に基づき説明し、評議員よりご意見をいただいた。</p> <p>[平成 29 年度の平均保険料率について]</p> <p>【学識経験者】</p> <p>前回の評議会において意見が一致したとおり、平成 29 年度の平均保険料率については、人口構成や経済状況の変動により今後料率引上げの推計もあること、一旦下げた料率をまた上げるのは影響が大きいことから、10%を維持すべきと考える。</p> <p>保険料率について 10%維持で全評議員の意見が一致。</p> <p>[都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置について]</p> <p>【学識経験者】</p> <p>一般的に保険料率の高い地域は医療費も高い傾向にあり、医療費の高い地域は医師数や病床数が多く医療提供体制の充実した地域と解釈する。茨城のように医師数が少なく医療アクセスが困難な地域の医療費が低く、それが保険料率に反映されることは妥当なのではないか。激変緩和の解消を計画的に進めることは、受益と負担の地域間の不公平を幾分なりとも緩和しようとするものであり、合理的と考える。</p> <p>【学識経験者】</p> <p>経済効率性を重視すると影響を受けるのは所得の低い層であり、社会保障の観点からすると格差を拡大することは問題である。社会保障全体のことを考えて、格差拡大により負担が重くなる、また医療を受けたくても受けられない低所得者層に対して格差緩和のための対応策が必要なのではないか。</p>

平成 32 年度までに対応策が具体化されないようであれば、激変緩和は可能な限り緩やかに解消されるべきである。

【被保険者代表】

そもそも激変緩和措置は、都道府県単位保険料率移行時に格差を緩やかにするものとして導入された経緯があり、平成 32 年度までに計画的に解消するというのが一つの着地点であると考えます。また、支部の取り組みをインセンティブとして反映する方向で議論されているようだが、その具体的な内容が示されておらず、インセンティブ制度の効果は未知数であり過度に期待はできない。

【事業主代表】

低所得者層への救済措置は、都道府県単位保険料率の激変緩和措置とは切り離して考える必要があるのではないかと考えます。

【学識経験者】

茨城支部評議会においては、激変緩和措置を計画的に解消すべきという意見と可能な限り緩やかに解消すべきという意見の両論がある。制度として低所得者層などの社会的弱者への対策が講じられるよう、医療供給体制の格差を解消することと低所得者層が十分な医療を受けられる制度の創設に向け、意見発信を要望したい。

《事務局》

医療供給体制の格差については、地域医療構想の議論が国や県で行われているところであり、当支部からも委員として茨城県医療審議会に参画している。医療供給体制の格差解消に向けて保険者としての意見を挙げていきたい。

【保険料率の変更時期】

改定時期については 4 月納付分からの改定で全評議員の意見が一致。

2. 平成 29 年度茨城支部事業計画骨子（案）について

平成 29 年度茨城支部事業計画骨子（案）について資料に基づき説明し、評議員よりご意見をいただいた。

【学識経験者】

平成 28 年度上期において、茨城支部のレセプト点検の診療内容等査定効果額（保険者負担分）が全国 1 位という素晴らしい実績となっているが、今年度の目標達成は可能なのか。

《事務局》

平成 28 年度上期の実績が加入者一人当たり効果額 343 円で、今年度の目標効果額が累計で 606 円となっている。このまま順調にいけば目標指標の効果額は十分達成できる予定ではあるが、さらなる医療費適正化を図るため、引き続き研鑽に努めたい。

【学識経験者】

保険証の回収強化について、資格喪失後の証回収の徹底だけではなく、保険証の正しい使い方（退職時に返納すること、退職後は使えないこと等）を説明する文書を作成し、雇い入れ時に被保険者へ事業主から渡してもらうような対策も必要ではないか。退職後に保険証を使ってしまった場合は不正使用となり、不利益が生じることをもっと周知すべきである。

【被保険者代表】

保険証の正しい使い方の説明文書には、ぜひ「利用者本人とご家族の皆様へ」という文言を追加していただきたい。被保険者のみならず、ご家族の方が制度を知らないケースが多い。

《事務局》

資格喪失後の保険証の回収については以前より周知を行っており、平成 28 年度から事業所訪問や返納通知書の早期送付などによる強化を図ってきたところだが、今後は加入者に向けての資格喪失する前の周知対策等が必要になると考えている。ご意見を基に対策を検討していきたい。

3. 平成 29 年度茨城支部独自事業に要する経費（案）について

平成 29 年度茨城支部独自事業に要する経費（案）について資料に基づき説明し、評議員よりご意見をいただいた。

【学識経験者】

ウォーキング事業について支部オリジナルマップの作成とあるが、各市町村で作成されている「まちづくり」のマップと関連づけて、歩いて楽しい町歩きを提案するような観光要素を取り入れたマップを作成してみてはどうか。

《事務局》

茨城支部で作成しているウォーキングマップは、茨城県との覚書締結に基づき、県と打ち合わせを重ねて毎年デザインを考えている。県が認定している各地の「いばらきヘルスロード」というウォーキングコースを、観光名所の紹介を交えながら掲載しており、ただの記録表とならないように工夫している。

4. 報告

平成 27 年度協会けんぽの業績評価の結果について資料に基づき報告した。

特 記 事 項

- ・傍聴者：なし
- ・次回（平成 28 年度 第 4 回）は平成 29 年 1 月 18 日（水）に開催予定

